

○宇城市景観条例施行規則〔都市整備課〕

平成25年5月15日

規則第31号

改正 令和2年3月26日規則第29号

令和3年3月22日規則第12号

令和4年3月31日規則第11号

令和4年12月28日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び宇城市景観条例（平成25年宇城市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は広告板
- (13) 太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置するものに限る。）

(規則で定める特定施設)

第3条 条例第2条第5項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設
- (4) カラオケボックス
- (5) 屋上広告

(6) 太陽光発電施設

(大規模行為の規模等)

第4条 条例第2条第6項第1号の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積100平方メートルかつ延べ床面積200平方メートルとする。

2 条例第2条第6項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1) 第2条第1号から第5号まで及び第7号から第12号までに規定する工作物
高さ13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(2) 第2条第6号に規定する工作物 高さ20メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(3) 第2条第13号に規定する工作物 高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)1,000平方メートル

3 条例第2条第6項第3号の規則で定める規模は、高さが2メートルで、かつ、長さが50メートルとする。

4 条例第2条第6項第4号及び第5号の規則で定める面積は3,000平方メートルとし、規則で定める規模は高さが5メートルで、かつ、長さが10メートルとする。

5 条例第2条第6項第6号の規則で定める面積は、10,000平方メートルとする。

6 条例第2条第6項第7号の規則で定める規模は、高さが2メートルで、かつ、面積が500平方メートルとし、規則で定める期間は90日とする。

(事前協議)

第5条 条例第5条の2の規定による協議は、事前協議書(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(説明会の開催)

第6条 条例第5条の3第1項の規定による説明会(以下「説明会」という。)の開催の対象となる太陽光発電施設の面積は、事業区域が3,000平方メートル以上とする。

2 説明会の対象者は、当該事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地を所有する者とする。

3 説明会の周知範囲は、当該事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む

行政区とする。

(開催報告)

第7条 事業者は、条例第5条の3第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）を開催したときは、次に掲げる書類を添付し、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 説明会開催報告書（様式第2号）
- (2) 説明会で配布した資料
- (3) 説明会の議事概要及び議事録
- (4) 説明会の出席者名簿の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(行為の届出)

第8条 条例第6条第1項の届出及び同条第2項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成地域における行為 景観形成地域における行為の（変更）届出書（様式第3号）及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面
- (2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書（様式第4号）及び行為の種類に応じて別表第3に定める図面
- (3) 大規模行為 大規模行為に係る行為の（変更）届出書（様式第5号）及び行為の種類に応じて別表第4に定める図面

2 法第16条第2項及び条例第6条第3項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める届出書に、当該各号に定める図面のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

3 前項の届出は、届け出た内容に変更が生じたとき直ちに行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面の一部を省略することができる。

(勧告の通知)

第9条 市長は、法第16条第3項及び条例第6条第5項の規定により勧告を行う必要があると認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を景観法又は景観条例に基づく行為の届出に対する勧告通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

第10条 条例第7条第2項及び条例第12条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団

- (5) 独立行政法人国立病院機構
 - (6) 国立大学法人
 - (7) 公立大学法人
 - (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
 - (9) 地方住宅供給公社
 - (10) 地方道路公社
 - (11) 土地開発公社
- (届出を要しない行為)

第11条 条例第8条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
 - イ 第2条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さととの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さととの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）
 - ウ 第2条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。）
 - エ 第2条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）
 - オ 第2条第13号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下かつ、事業区域の面積が100平方メートル以下のもの
- (4) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 木竹の伐採で、高さが10メートル以下で、かつ、伐採面積が500平方メートル以下のもの
- (6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5メートル以下で、かつ、水平投影面積が100平方メートル以下のもの
 - イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積
 - ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当

該堆積場における物件の堆積

- (7) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超える^{のり}法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - (8) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超える^{のり}法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - (9) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更
 - ア 熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの
 - イ はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出し、又は表示されないもの
 - ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの
 - エ 熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 - (10) 地盤面下又は水面下における行為
 - (11) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (12) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (13) 景観計画において景観形成地域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為
- 2 条例第8条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 特定施設及び附帯施設の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、前項第1号から第4号まで並びに第9号から第12号までに掲げる行為
 - (2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為
- 3 条例第8条第1項第3号の規則で定める行為は、第1項第4号、第9号エ及び第10号から第12号までに掲げる行為とする。
- (条例第12条第1項の規則で定める面積)
- 第12条 条例第12条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。
- (景観形成住民協定の認定)
- 第13条 条例第15条第3項に規定する景観形成住民協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。
- (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。
 - (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観形成に関する事

項が定められていること。

(3) 有効期間が5年以上であること。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条第5項及び第6項の規定については、市が景観計画を定める日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から市が景観計画を定める日までの間における第4条第1項の規定の適用については、同項中「100平方メートル」とあるのは「1,000平方メートル」とする。

附 則 (令和2年3月26日規則第29号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第11号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日規則第35号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

添付書類		
種類	明示すべき事項	備考
位置図	方位 目標となる地物 行為の位置	
事業区域図		
事業区域の公図の写し	3か月以内に発行したもの	
事業区域の登記事項証明書の写し	3か月以内に発行したもの	
土地利用計画図	縮尺1,000分の1以上であること。 方位、事業区域の境界、発電設備、緑地(既設・新設)、防災・緩衝施設等の配置等が分かるもの	
土地造成計画平面図及び断面図	方位 道路 目標となる地物	

	行為の位置	
雨水排水計画平面図及び断面図	縮尺1,000分の1以上であること。 切土・盛土箇所（色分けにより表示すること。）、 高低差、のり面の勾配角度、保護措置（擁壁等） の設置状況等が分かるもの	
標準構造図	架台及び架台基礎の構造が分かるもの	
現況写真	事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの	
反射光影響予測図	太陽光パネルによる周辺への反射光を予測したものの	
地域住民等の範囲を示す図面		説明会を開催する場合に限る。
地域住民等への説明資料		説明会を開催する場合に限る。
事業実施スケジュール		
その他市長が必要と認める書類		

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第2（第8条関係）

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を1以上の変更することとなる修繕若しくは模様替又は色	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね敷地の形状及び寸法は縮尺100分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね）	各面の方位及び寸法	建築物等の移転、

彩の変更	おむね縮尺50分の1以上のもの)	開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	撤去、外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面 (太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあつては、フォトモンタージュ又はイメージパース)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。
2 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図(おむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
	土地利用計画図(おむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

			する。
3 屋外 におけ る土石、 廃棄物、 再生資 源その 他の物 件の堆 積	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺500分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 鉦物 の掘採 又は土 石の採 取及び 土地の 区画形 質の変 更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図と

	の)		する。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
5 屋外における自動販売装置の設置	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 自動販売装置の設置位置及び寸法 敷地内の既存建築物等の種類及び位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	カタログ等		自動販売装置の外観、色彩等が分かるものとする。
6 広告物の設置又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況	

	のもので、着色したもの)		
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第3 (第8条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び付帯施設(広告塔及び広告画板を除く。)の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図(おおむね縮尺50分の1以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かる

			るカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面 (太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。
2 広告塔及び広告板の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図 配置図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)	方位 道路 目標となる地物 行為の位置 方位 敷地の形状及び寸法 広告塔及び広告板の位置 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図(おおむね縮尺50分の1以上のもの、着色したもの)	広告塔及び広告板の形状、図柄、構造及び寸法 広告塔及び広告板の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる

別表第4(第8条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物、工作	位置図	方位 道路	

物、さく及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	<p>目標となる地物 行為の位置</p> <p>方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積</p>	
	立面図（おおむね縮尺50分の1以上のもの）	<p>各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩</p>	<p>建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。</p>
	現況写真	<p>撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。</p>	<p>行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。</p>
	太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	<p>太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパス）</p>	<p>太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。</p>

2 鉱物の掘採又は土石の採取及び土地の区画形質の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断面図の方向	
	計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断面図（おおむね縮尺1000分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺1000分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図（おおむね縮尺1,	方位 伐採区域	

	000分の1以上のもの)	付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
	土地利用計画図 (おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む 付近の状況が 分かるカラー 写真とする。
4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図 配置図 (おおむね縮尺500分の1以上のもの)	方位 道路 目標となる地物 行為の位置 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む 付近の状況が 分かるカラー 写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇城市長 様

事業者 住 所
代表者
電 話

事前協議書

宇城市景観条例第5条の2第1項の規定により、次の事業について、その設置について協議したく、関係書類を添えて届け出ます。

事業名		
事業区域	所在	宇城市
	面積	㎡
	地目	
想定発電出力	kw	
想定年間発電量	kwh	
太陽光モジュール (太陽光パネル)の種類		
工事着手予定日	年	月 日
工事完了予定日	年	月 日
その他必要な事項		

(備考)

- 1 事業区域の地目が複数ある場合は、「事業区域の地目」の欄に各地目及び面積（㎡）を記載すること。
- 2 事業を行う際に、他法令等による許可、認可等を要する場合には、「その他必要な事項」の欄にその手続の進捗状況を記載すること。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

宇城市長 様

事業者 住 所
代表者
電 話

説明会開催報告書

次のとおり地域住民等に対する説明会を開催したので、宇城市景観条例第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業区域	所在	宇城市
	面積	m ²
開催日時	年 月 日 時から 時まで	
開催場所		
出席者の状況	地域住民等 説明者	名 名
開催内容		
住民意見		

（添付書類）

- 1 説明会で配布した資料
- 2 説明会の議事概要及び議事録
- 3 説明会の出席者名簿の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第8条関係)

景観形成地域における行為の変更届出書		
宇城市長 様		年 月 日
届出者 住所(所在地)		
氏名 (名称及び代表者氏名)		
電話番号		
宇城市景観条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 景観形成地域の名称(○で囲む)	・三角臨海景観形成地域 ・三角西港文化的景観地区(注1)	
2 行為の場所	宇城市 町大字	番地
3 行為の期間	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
4 行為の種類	(1) 用途()	(2) 種類又は用途()
	建 築 物 ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ撤去 カ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	工 作 物 ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ撤去 カ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(3) 木竹の伐採	(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
	(6) 土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)	(7) 屋外における自動販売装置の設置
	(5) 鉱物の掘採又は土石の採取	(8) 広告物の設置又は外観の変更
5 届出内容に係る照会先	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び担当者氏名) 電話番号	
6 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受 付 年 月 日	※ 勧告又は変更命令の年月日
※三角西港文化的景観地区に該当する場合	協議の行為については ・意見ありません。 ・下記のとおり意見します。 担当:	

(注1) 三角西港文化的景観地区に該当する場合は、教育部文化財担当課と協議の後提出すること

7 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合 計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り		階建て
		仕上材料	屋根	外壁	
	色 彩	屋根	(マンセル値)		
		外壁	(マンセル値)		
	(2)工作物	種 類	高さ・延長・築 造面積	構 造	色 彩
			m m m ²		(マンセル値)
			m m m ²		(マンセル値)
	(3)木竹の伐 採	目 的	樹 種	高さ・伐採面積	本 数
				m m ²	本
	(4)屋外にお ける土 石、廃棄 物、再生 資源その 他の物件 の堆積	目的及び物 品の種類	高 さ	物件の水平投影 面積	土地の使用期間
			m	m ²	年 月 日) 年 月 日
	(5)鉱物の掘 採又は土 石の採取	採取物の種 類	土 地 の 面 積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m	
	(6)土地の区 画形質の 変更	目 的	土 地 の 面 積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m	
(7)屋外にお ける自動 販売装置 の設置	種 類	形 状 ・ 寸 法	色 彩		
			(マンセル値)		
(8)広告物の 設置又は 外観の変 更	種 類	形状・寸法(広告面の高さ 及び面積)	色 彩		
			(マンセル値)		
8 景観形成上配 慮した事項					

- 備考 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等)を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、工作物にあっては「高さ・延長・築造面積」欄に記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて宇城市景観条例施行規則別表第1に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

様式第4号(第8条関係)

特定施設届出地区における行為の(変更)届出書		
宇城市長 様		年 月 日
届出者 住所(所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号		
宇城市景観条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	宇城市 町大字	番地
2 行為の期間	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
3 特定施設の種類の種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 ア 第1項第4号施設(ばちんこ屋、まあじやん屋、その他) イ 第1項第5号施設(ゲームセンター等) ウ 第6項第4号施設(モーテル、その他)	
	(2)給油取扱所	(3)広告塔、広告板
	(4)飲食店業を営むための施設 ()	(7)その他 ()
4 行為の種類	(1) 特定施設	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ撤去 カ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(2) 附帯施設	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ撤去 カ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者氏名)	電話番号
6 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

7 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合 計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根	外壁	
		色 彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)	
	(2)その他の 施設	種 類	規模(高さ、面積、延長等)	構 造	色 彩
					(マンセル値)
					(マンセル値)
					(マンセル値)
	(3)広告塔・ 広告板	種 類	形状・寸法(広告面の高さ及び面積)	色 彩	
			(マンセル値)		
8	景観形成上配慮した事項				

- 備考 1 「特定施設の種類」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(4)飲食店業を営むための施設を、(5)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設にあっては、その種類又は用途を記入すること。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、その他の施設にあっては「規模(高さ、面積、延長等)」欄に、広告塔、広告板にあっては「形状・寸法(広告面の高さ及び面積)」欄に記入すること。
- 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 9 ※欄は、記入しないこと。
- 10 不要な文字は、抹消すること。
- 11 この届出書には、行為の種類に応じて宇城市景観条例施行規則別表第2に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

様式第5号(第8条関係)

大規模行為に係る行為の(変更)届出書		
宇城市長	様	年 月 日
届出者 住所(所在地)		
氏名 (名称及び代表者氏名)		
電話番号		
宇城市景観条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	宇城市 町大字	番地
2 行為の期間	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
3 行為の種類	用途()	
	(1)建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ撤去 カ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(2)工作物	種類又は用途() ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ撤去 カ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(3)さく及び堀	種類() ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ撤去 カ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(4)鉱物の掘採又は土石の採取	(5)土地の区画形質の変更(土地の圍籾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)
	(6)木竹の伐採	(7)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
4 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 電話番号	氏名(名称及び担当者氏名)
5 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

6 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根	外壁	
	色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)		
	(2)工作物	種類	高さ及び敷地の用に供する土地の面積	構造	色彩
			m ²		(マンセル値)
			m ²		(マンセル値)
	(3)さく及び塀	高さ及び長さ	構造	色彩	
		m m		(マンセル値)	
	(4)鉱物の掘採又は土石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m m	
	(5)土地の区画形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m m	
	(6)木竹の伐採	目的	樹種	高さ・伐採面積	本数
				m m ²	本
	(7)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	目的及び物品の種類	高さ	物件の水平投影面積	土地の使用期間
		m	m ²	年 月 日 ～ 年 月 日	
7	景観形成上配慮した事項				

- 備考 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例 煙突、飼料 貯蔵用サイロ等)、さく及び塀にあっては種類(例 フェンス、ブロック塀等)を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、工作物にあっては「高さ及び敷地の用に供する土地の面積」欄に、さく及び塀にあっては「高さ及び長さ」欄にそれぞれ記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて宇城市景観条例施行規則別表第3に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

届出者
住所
氏名 様

宇城市長

景観法又は景観条例に基づく行為の届出に対する勧告通知書

年 月 日に届け出されました行為について、景観法又は宇城市景観条例の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

- 1 届出された行為の区分及び勧告の根拠
 - (1) 景観形成地域における行為（景観法第16条3項又は宇城市景観条例第6条第5項）
 - (2) 特定施設届出地区における行為（景観法第16条3項又は宇城市景観条例第6条第5項）
 - (3) 大規模行為に係る行為（景観法第16条第3項又は宇城市景観条例第6条第5項）

2 勧告事項

3 照会先
宇城市 部 課
電話番号

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第8条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 (第9条関係)